

令和5年度（2023年度）

金沢大学法科大学院

小論文試験

A 日程問題

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は7枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

令和5年度（2023年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	小論文
------	-----

次の文章は、碧海純一『法と社会』（中央公論新社、2004年、初版1967年）の一部である。これを読んで、次の問いに答えなさい。

なお、出題に際して、原文が縦書きのものを横書きにする、表題を省略するなど、原文の一部に改変を加えてある。

問1 (40点)

現代社会における「法の機能」(あるいは「法の役割」)に関する筆者の見解を、360字以上400字以内でまとめなさい。

問2 (60点)

「侮辱罪」(改正前刑法第231条)は、「拘留又は科料」のみを法定刑としていたところ、インターネット上の誹謗中傷が大きな社会問題となったことを契機として、今年の通常国会において刑法が改正され、従来の法定刑に「1年以下の懲役・禁錮又は30万円以下の罰金」が加わることで、厳罰化されることになったが、これに対しては、言論界からの批判がある。

そこで、「法の機能」という側面からこの法改正とその批判について説明したうえで、法改正の是非についてあなたの見解をその理由を含めて600字程度でまとめなさい。

[参考条文]

(侮辱)

改正前刑法第231条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

改正後刑法第231条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

*「拘留」とは、刑罰のうち、1日以上30日未満の間、刑事施設に身体を拘束される自由刑の一種であり、「科料」とは、1000円以上1万円未満の金銭の支払が科される財産刑の一種である。

出題の趣旨

問1

本文では、法というものが社会の要請を実現するための技術であるとしたうえで、その要請は、どんな時代かどんな社会かによって変遷するものであるということを前提に、いくつかの類型に区別して法の機能が説明されている。そこで本問では、法の「第一次統制機能」あるいは「第二次統制機能」など、キーワードを正確に理解したうえで（読解力）、筆者の考える「法の機能」について簡潔にまとめること（構成力）が求められている。

問2

本文では、法は、権力による社会統制の技術（秩序維持）である一方で、権力そのものを統制する技術（自由の保障）でもあるという、相反する側面を有することが説かれている。そこで、解答者は、このような法の機能上の特色について、近時、報道等でも盛んに取り上げられた侮辱罪の厳罰化という具体的事例に即して考察することで、今般の法改正の意義およびそれに対する批判的見解を説明することが求められている。また、刑の厳罰化による侮辱行為の減少という秩序維持を重視することで今般の法改正に賛成（是）か、あるいは自由な表現行為の萎縮効果を重視することで法改正に反対する（非）かについて、解答者自身の意見を説得的に開陳すること（思考力・構成力・表現力）が求められている。